平成２１年（フ）第１４７号
佐賀県唐津市町田５丁目２番５号
債務者　岸田　真一
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高崎　繁行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第６８６号
埼玉県川口市末広３丁目14番８号　ウッドハイツ302号
債務者　小田　義男
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　紘司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７１２号
静岡市清水区興津清見寺町133番地の１、前住所静岡県磐田市見付1963番地１　メゾンソレイユＣ－１
債務者　北條　龍二
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田康太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２８０号
札幌市手稲区新発寒６条９丁目１番17号　クインテラス新発寒106号
債務者　小西　昭仁
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多田真之介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４５号
宮崎市下北方町平田903番地17　ダイアパレス神宮の杜２号館903号
債務者　藤原さと子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橘　　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第７６９号
広島市安佐南区西原８丁目15番３―503号
債務者　小平　千晶
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７７７号
広島県安芸郡府中町本町２丁目13番24―104号　広田ビル
債務者　藤原　貴政
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６２号
愛媛県松山市味酒町２丁目14番地13　フローレンス味酒グランドアーク903号
債務者　岸　かおり
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２６９号
愛媛県伊予郡砥部町拾町80番地
債務者　新田亜希子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１７７号
福岡県久留米市安武町安武本1274番地11　公社安武100棟145号
債務者　材木　勢子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２１２号
大分市長浜町１丁目６番３号　アーバングリーン長浜203
債務者　小松　理恵
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５５号
宮城県石巻市蛇田字新谷地前44番地２
債務者　上野　利幸
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月31日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１１２号
北海道苫小牧市日新町４丁目２番１―303号
債務者　亀谷　直人
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第７７号
宮城県柴田郡大河原町字幸町10番地12　Ａ101号
債務者　生島　博子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第５４号
石川県加賀市打越町ちの117番地
債務者　井村　明弘
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１４０号
福井市順化２丁目８番６号　第２福ビル301号
債務者　河本久美子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係